

## 1 平成30年度事業計画について

### 兵庫県建築健康保険組合 平成30年度事業計画書

#### 1 健康保険組合を取り巻く情勢

我が国の経済は、政府の経済成長戦略の効果により、緩やかな回復基調にあるとされるものの、国内外の情勢の不透明感等があり、依然として、先行きが見えない状況が続いています。

当健康保険組合の母体である建設業界は、長年に亘る建設投資の減少、過当競争の激化、低価格受注による利益率の低下などにより、経営を取り巻く環境が悪化するとともに、技能労働者や若年入職者の減少に伴う建設生産システムを支える技術・技能の継承問題などの構造的な課題を抱えています。

この様な中であって、建設業界が引き続き地域のインフラ整備やメンテナンス等の担い手として、また、地域の経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、引き続き大きな役割を果たしていくことができるよう、業界を挙げて、行政と連携を深めながら、取組の強化を図っているところです。

平成28年の日本人の平均寿命は、男性80.98歳、女性87.14歳となり、ともに過去最高を更新しましたが、介護等を必要としない自立した生活ができる「健康寿命」との差は、男性で約9年、女性で約12年あり、この期間に費やされる医療や介護などの社会保障にかかる費用は膨大な額となっています。

健康保険組合（以下「健保組合」という。）では、高齢者医療を支えるための費用として支援金・納付金（以下「拠出金」という。）を拠出しており、平成28年度の健保組合全体（1,399組合）における、保険料収入に対する拠出金の割合は41.82%、義務的経費（法定給付費と拠出金）の保険料収入に対する割合は90.8%となっています。

健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が行った推計では、団塊世代が全て後期高齢者となる2025年には、健保組合全体の拠出金総額が法定給付費総額を上回り、義務的経費に占める拠出金負担割合は平均で50.7%に達すると見込まれます。国民皆保険制度を今後とも維持するため、政府において、早急に、医療保険制度の抜本改革に取り組むことを期待しています。

政府に対する制度的な要求は、健保連を通じて行うこととなりますが、当健保組合としては、被保険者・被扶養者の健康の保持・増進という大きなテーマのもと、「健康寿命の延伸」につながる取組を推進します。

健康寿命の延伸に向けた取組の一つであり、生活習慣病予防としての「第3期特定健康診査等実施計画」（平成30年度～平成35年度）とあわせて「第2期データヘルス計画」（平成30年度～平成35年度）を推進します。

平成28年から始まっている社会保障・税番号制度については、健保組合においても、平成29年1月から、各種手続において個人番号を利用して事務を行っています。個人情報・特定個人情報の厳格な保護・管理、適正運用に努めます。

## 2 平成30年度事業運営の基本方針

健保組合は、

- (1) 事業主と被保険者が組合員として組合の自主的な事業運営に参加できること。
- (2) 事業主と被保険者の保険構成員としての自覚と事業主の協力が得られやすいこと。
- (3) 管理運営の責任が明らかにされ、事業運営上の努力が行われやすいこと。
- (4) 小集団であることから、きめ細かで効果的な事業運営ができること。
- (5) 保健事業に関し、組合員の実情に即した保健対策（健康管理）を講じていくことができること。

などの利点があり、これらを生かして事業運営に努めることとし、平成30年度事業運営の基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 財政の健全化を図ること。
- (2) 被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進を図ること。
- (3) 特定健康診査・特定保健指導事業を推進すること。
- (4) データヘルス計画を推進すること。
- (5) 「ひょうご健康企業宣言」の取組を推進すること。
- (6) 事業主・健康管理委員との連携を密接にすること（事業主との協働の推進）。
- (7) 社会保障・税番号制度を円滑に実施すること。
- (8) 個人情報・特定個人情報を、適切に保護・管理・運用すること。

## 3 平成30年度事業運営の具体的対策

健保組合の円滑な運営のためには、安定した財政基盤の確立が必要です。増加する医療費や有効な保健事業の原資となる保険料等の収入対策及びその収入を有効適正に使う支出対策がそれぞれ重要になり、具体的対策を次のとおり定めます。

- (1) 収入の適正化対策
  - ① 事業所編入の促進
  - ② 標準報酬の適正化
  - ③ 滞納保険料等の整理
  - ④ 保険料率設定の適正化
- (2) 支出の適正化対策
  - ① 運営コストの適正化
    - ・運営コストのチェック
  - ② 被扶養者認定・資格管理の適正化
    - ・被扶養者資格の再確認の徹底
  - ③ 現金給付の適正化
    - ・傷病手当金の適正支給（診療報酬明細書等、賃金台帳、出勤簿等関係資料との照合確認、調査等）
    - ・柔道整復師に係る療養費の事後点検の徹底
  - ④ 医療給付の適正化
    - ・疾病分析（医療費分析）に基づく医療費適正化対策
    - ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
    - ・診療報酬明細書等の事後点検の徹底
    - ・「医療費のお知らせ」の全件実施
    - ・医療機関における適正受診に係る普及啓発
    - ・保健事業の適正化

(3) 改善対策の実行

被保険者及び被扶養者のニーズや事業の必要性を十分に把握し、事業主、被保険者及び被扶養者の信託に応えられるようたゆみない努力を続けます。

現状分析、問題点の発見、具体的方策の検討、実施、結果の評価、事業への反映を不断に繰り返して行うよう努めます（P D C Aサイクルの実行）。

4 平成30年度保健事業の実施

保健事業は、被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する健康教育、健康相談、健康診査等を実施することによって被保険者等の健康の保持・増進を図ることを目的とするものですが、本事業の推進が医療給付を適切なものとするにつながり、ひいては組合財政の安定化にも大きく寄与するものです。

(1) 平成20年度から健保組合などの医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、平成30年度は第3期の1年目であり、当該事業の推進を図ることとします。

(2) 癌は発見が早ければ早いほど、適切な治療で治すことができる病気です。早期の癌を発見するには、癌検診が極めて重要になりますので、癌検診の補助事業の推進を図ることとします。

(3) 効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、健診結果や医療費データ（レセプト）を活用して、別途策定された「データヘルス計画」（平成30年度は第2期の1年目）により事業を実施することとします。

(4) 平成30年度保健事業の実施項目は次のとおりです。

① 特定健康診査・特定保健指導事業

ア 特定健康診査事業 [データヘルス計画実施事業]

イ 特定保健指導事業 [データヘルス計画実施事業]

② 保健指導宣伝事業

ア 機関紙発行

イ 保健指導パンフレット等配布

ウ 母子保健指導書配布

エ 医療費通知（被保険者に対する通知）

オ ジェネリック医薬品使用促進通知

カ 保険財政収支状況通知（事業主に対する通知）

キ 健康管理事業推進委員会開催

ク 健康管理委員研修会・説明会開催

ケ 共同保健指導宣伝

コ ホームページの管理・運営

③ 疾病予防事業

ア 短期人間ドック

イ 生活習慣病予防健診

ウ 健診等の費用の補助

(ア) 特定健康診査に係る定期健康診断補助 [データヘルス計画実施事業]

(イ) 癌検診補助 [データヘルス計画実施事業]

(ウ) 郵送自己検診補助 [データヘルス計画実施事業]

(エ) インフルエンザ予防接種補助

エ 事業所訪問保健指導事業

オ 健康ウォーキング運動表彰

カ 家庭常備薬の有料斡旋

④ 体育奨励事業

ア スポーツクラブルネサンス・加古川地区スポーツ施設の特別法人会員として加入

5 個人情報保護・特定個人情報保護の徹底

健保組合は、適切で、円滑な保険給付や保健事業の実施が期待されていますので、個人情報・特定個人情報を適切に取り扱うために、最善の努力をします。

個人情報保護・特定個人情報保護関連規程等を整備の上、遵守します。

6 会議の開催

(1) 組合会の開催	7月・	2月・	随時
(2) 理事会の開催	6月・	1月・	随時
(3) 財政対策委員会の開催	6月・	1月・	随時
(4) 健康管理事業推進委員会の開催	6月・	1月・	随時
(5) 健康管理委員会の開催	10月・	3月・	随時
(6) 連絡会議の開催（組合事務局）	毎月		
(7) 個人情報保護管理委員会の開催（組合事務局）	毎月		

7 事務処理体制の整備

事務処理体制について、厳正かつ円滑な事務処理が行われるよう整備します。

8 課題

次の事項について、課題とします。

- (1) 健康経営の周知徹底
- (2) 専門職（保健師）の雇用の確保
- (3) 重症化予防の実施
- (4) 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及び被扶養者の自助努力についての支援
- (5) 介護保険料に係る特定被保険者制度の採用

平成30年度主要事業スケジュール

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
組合会の開催				○							○	
理事会の開催			○							○		
財政対策委員会の開催			○							○		
健康管理事業推進委員会の開催			○							○		
健康管理委員研修会・説明会の開催							○					○
組合連絡会議の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人情報保護管理委員会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決算事務の適正処理	○	○										
決算に係る監事による監査			○									
自己点検シートによる事務点検		○										
第3期特定健康診査等実施計画、第2期データヘルス計画に基づく事業の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「ひょうご健康企業宣言」の取組の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
算定基礎届の計画・依頼・処理	○		○	○	○							
被保険者証の検認の計画・依頼・処理					○	○	○	○				
社会保障・税番号制度の円滑な実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被保険者賞与支払届提出依頼			○					○				
健康強調月間(生活習慣病予防普及月間)							○					
滞納保険料等の徴収強化月間	○			○					○			○
高額療養費の支給申請の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定健康診査の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定保健指導の実施				○	○	○	○	○	○	○	○	○
機関紙「掲示板」の発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保健指導パンフレット等配布	随	時										
母子保健指導書配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療費通知											○	
ジェネリック医薬品使用促進通知						○						○
保険財政収支状況通知		○			○			○			○	
共同保健指導宣伝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホームページの管理・運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短期人間ドックの実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
生活習慣病予防健診の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特定健診に係る定期健康診断補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
郵送自己検診補助	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
癌検診補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
インフルエンザ予防接種補助						○	○	○	○	○	○	
事業所訪問保健指導事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康ウォーキング運動表彰		○	○	○		○	○	○				
家庭常備薬有料斡旋		○	○	○		○	○	○				
健康増進施設利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
節電行動計画の実施				○	○	○			○	○	○	○
職員定期健康診断の実施							○					
不要書類等の廃棄						○	○	○				

平成30年度 「健康コラム」(掲示板) 掲載計画

	年・月	掲 載 項 目	参 考
第62回	30・4	健康チェック	7日 世界保健デー
第63回	30・5	たばこ対策	6日 看護習慣 8日 世界赤十字デー 12日 看護の日 25日 脳卒中習慣 31日 世界禁煙デー、禁煙週間
第64回	30・6	歯及び口腔の健康づくり	1日 食育月間 リウマチ月間 4日 歯と口の健康習慣
第65回	30・7	熱中症対策	1日 熱中症予防強化月間 23日 肝臓習慣 28日 日本肝炎デー
第66回	30・8	食の健康	1日 食品衛生月間 7日 鼻の日
第67回	30・9	がんの予防	1日 健康増進普及月間 がん征圧月間 食生活改善普及運動 24日 結核予防週間
第68回	30・10	インフルエンザ対策	1日 健康強調月間(生活習慣病 予防普及月間) 体力づくり強調月間 10日 目の愛護デー 17日 薬と健康の習慣
第69回	30・11	糖尿病の予防	12日 全国糖尿病習慣 14日 世界糖尿病デー
第70回	30・12	アルコール対策	
第71回	31・1	健康危機における健康確保対策	
第72回	31・2	花粉症対策	17日 アレルギー習慣 20日 アレルギーの日
第73回	31・3	こころの健康づくり	3日 耳の日 8日 世界腎臓デー 24日 世界結核デー
			毎月19日 食育の日